

# 西予市地域づくり活動センター推進計画 (改訂)

西予市

改訂履歴

|        |       |
|--------|-------|
| 令和8年3月 | 計画の変更 |
|--------|-------|

## 目次

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 1   | 計画の基本事項               | 1  |
| (1) | 計画の趣旨                 | 1  |
| ア   | 背景                    | 1  |
| イ   | 目的                    | 1  |
| (2) | 地域発「せいよ地域づくり」事業とは     | 2  |
| 2   | これからの地域づくり活動センターのあり方  | 4  |
| (1) | 西予市が目指す地域づくり活動センター    | 4  |
| ア   | 施設の名称                 | 4  |
| イ   | 西予市が目指すセンター           | 4  |
| (2) | 根拠法令・関連計画等            | 4  |
| ア   | 根拠法令                  | 4  |
| イ   | 上位計画                  | 4  |
| ウ   | 関連規定等                 | 5  |
| (3) | 計画の期間                 | 5  |
| 3   | センターの機能               | 6  |
| (1) | 機能についての基本方針           | 6  |
| ア   | 地域づくりの場（地域づくり活動）      | 7  |
| イ   | 支えあい・つなぎの場（安心安全な地域福祉） | 7  |
| ウ   | 人づくり学びの場（生涯学習）        | 8  |
| エ   | 行政窓口の場（行政相談窓口）        | 10 |
| (2) | センター内での営利活動           | 11 |
| (3) | 市民にとって使いやすい施設へ        | 11 |
| 4   | 人材配置について              | 12 |
| (1) | 人材配置とその業務について         | 12 |
| ア   | センター職員とその業務           | 12 |
| イ   | 地域づくり組織が雇用する職員とその業務   | 12 |
| ウ   | 地域づくり組織を支援する職員とその業務   | 13 |
| エ   | その他                   | 14 |
| (2) | センター職員と地域任用職員の関係      | 14 |
| 5   | センターの設置における基本方針       | 15 |
| (1) | センター設置における基本的な考え      | 15 |
| (2) | 市街地におけるセンターの在り方       | 15 |
| (3) | 施設整備について              | 16 |
| (4) | 地域づくり組織による施設の改修       | 16 |
| 6   | 指定管理者制度の導入            | 18 |

|   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| 7 | 分館制度の在り方について .....        | 19 |
| 8 | センター化に伴うその他の必要な取組.....    | 20 |
|   | (1) 地域づくり組織と自治会との関係 ..... | 20 |
|   | (2) 自治会の既存事業を見直す機会 .....  | 20 |
|   | (3) 多様な世代の参画.....         | 21 |
|   | (4) 既存のセンター活動の見直し.....    | 21 |
|   | (5) 人材育成の取組.....          | 21 |
|   | (6) I C Tの活用 .....        | 22 |
|   | (7) 職員の働き方 .....          | 22 |
|   | (8) 個人情報の取扱いについて .....    | 22 |
| 9 | 計画の推進 .....               | 23 |
|   | (1) 推進体制 .....            | 23 |
|   | (2) 支所業務及び人員の再編.....      | 23 |
|   | (3) 財源の確保.....            | 24 |
|   | (4) 計画の評価・見直し .....       | 24 |

## 1 計画の基本事項

### (1) 計画の趣旨

#### ア 背景

現在、急激な人口減少や高齢化により過疎化が進展し、周辺地域では担い手不足による集落活動の衰退や暮らしの利便に関する不安が増大しつつあります。

広域な面積を有し、海・里・山といった多様な特性のある当市では、地域課題も多種多様といえます。また、その課題解決には、一律的な行政サービスでは限界があり、既存の仕組みだけでは、あらゆることに対応できない時代に直面しているといえます。そのため、地域コミュニティ※1が主体性をもって地域の特性を活かしたまちづくりに取り組む仕組みづくりが必要となってきました。これらのことから、地域内の多様な主体が「協働※2」の取組による課題解決型の住民自治である小規模多機能自治※3の仕組みを用いて、地域発「せいよ地域づくり」事業により地域づくり活動を支援していきました。そして、小規模多機能自治が推進され、地域が主体性をもった課題解決に向けた取組が行われることで「地域力」が養われ、「自助・共助」の力を取り戻しつつあります。それにより、地域づくり活動が活発化することで、公民館に人が集い、話し合い、地域づくりが実践されてきた結果、次の二つのことが見えてきました。



- ① 主体性のある取組が地域活性化の原動力となっている
- ② その活動の多くが地区公民館を拠点として機能している

地域づくり活動が活発化し、その拠点施設として利用される地区公民館のあり方や役割に関して、変化が求められる時代となってきました。

#### イ 目的

令和3年6月9日付けで西予市地域づくり活動センター市民検討委員会より「西予市小規模多機能自治活動拠点施設（地域づくり活動センター）の在り方」に関する答申※4を受け、当市の公民館の在り方を見直し、市民の多

1 【地域コミュニティ】住民相互の交流が行われている地域社会、または、そのような住民の集団。

2 【協働】同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

3 【小規模多機能自治】概ね小学校区域において、自治会や各種団体、事業者、学校多様な主体である住民の積極的な参画・協働によって様々な機能を持つ、課題解決型の住民自治の仕組み。

4 【答申】問いに対して、意見を申し述べること。

様なニーズに沿ったまちづくりや地域の主体的な地域づくりを一層進めていくことができ、市民と行政の協働の場となる地域づくり活動センターを実現するため西予市地域づくり活動センター推進計画を策定します。

## (2) 地域発「せいよ地域づくり」事業とは

平成23年度より、「自分たちの地域を、自分たちの手で」を基本理念とする、自主・自立に向けた、地域が主体性をもった課題解決型の取組を推進し、人口減少社会においても持続可能な住民自治の基盤づくりを図るため、合併当初の27の小学校区※5毎に新たに地域づくり組織※6を設立し、地域発「せいよ地域づくり」事業（以下「交付金事業」という。）をスタートさせました。

当事業は、地域の主体性による地域の課題解決や次世代に繋ぐための公益事業を実施する場合に、交付金（基礎型交付金※7、手上げ型交付金※8）を交付することで地域支援を行うものです。その結果、これまで様々な地域づくり活動が展開され、それぞれの地域特性を活かした取組が実践されることで地域力が養われてきました。当市では、交付金事業による後押しもあり、着実に小規模多機能自治が推進されてきています。

---

5 【27の小学校区】合併当初の小学校区。小学校区の区域は、子供たちが歩いていける通学圏であり、顔のわかる生活圏であることから地縁性が高いとされています。人と人のつながりが重要となる地域づくり活動において、基本的な活動区域として位置付けています。

6 【地域づくり組織】旧小学校区毎に認可された課題解決型の住民自治組織。

7 【基礎型交付金】人口割、面積割、均等割の算定により地域づくり組織へ基礎的に分配される交付金。

8 【手上げ型交付金】地域づくり組織が手を上げ、やりたい事業を提案(申請)し、必要性が認められたソフト事業に対して交付される交付金。(補助率 10/10、上限 200 万円)

表1 あなたのまちの地域づくり組織

| 番号 | 旧町名 | 地域名    | 地域づくり組織名          |
|----|-----|--------|-------------------|
| 1  | 明浜  | 俵 津    | 俵津スマイルーいいまちづくり隊ー  |
| 2  |     | 狩 江    | かりとりもさくの会         |
| 3  |     | 高山・宮野浦 | 高山・宮野浦地域づくり協議会    |
| 4  |     | 田之浜    | 大崎振興会             |
| 5  | 宇和  | 多 田    | 多田だんだんプロジェクト      |
| 6  |     | 中 川    | 中川地区団体連絡協議会       |
| 7  |     | 石 城    | 石城ロマンの里応援隊        |
| 8  |     | 宇 和    | 宇和地域づくり協議会        |
| 9  |     | 田之筋    | 田之筋地区地域づくり協議会     |
| 10 |     | 下宇和    | 下宇和地域づくり協議会       |
| 11 |     | 明 間    | 明間地域づくり会          |
| 12 | 野村  | 野 村    | 野村地域自治振興協議会       |
| 13 |     | 溪 筋    | 溪筋自治振興協議会         |
| 14 |     | 中 筋    | 中筋地区自治振興会         |
| 15 |     | 大和田    | 大和田地区むらおこし会       |
| 16 |     | 横 林    | 横林自治振興協議会         |
| 17 |     | 惣 川    | 惣川自治振興会           |
| 18 |     | 大野ヶ原   | 大野ヶ原むらおこし会        |
| 19 | 城川  | 遊子川    | 遊子川地域活性化プロジェクトチーム |
| 20 |     | 土 居    | ふるさと創生会           |
| 21 |     | 高 川    | 高川地域づくり会          |
| 22 |     | 魚 成    | 魚成地域振興会           |
| 23 | 三瓶  | 三 瓶    | みかめやってみん会         |
| 24 |     | 二木生    | にきぶ地域づくり会         |
| 25 |     | 周 木    | 周木ビリ島むらおこし会       |
| 26 |     | 蔵 貫    | 蔵小校区ふるさと振興会       |
| 27 |     | 下 泊    | 下泊地域づくり振興会        |

## 2 これからの地域づくり活動センターのあり方

### (1) 西予市が目指す地域づくり活動センター

当市は、人口減少社会においても持続可能な住民自治を実現するため、その活動を現場で支える仕組みを構築します。その一環として、これまで社会教育施設であった地区公民館を住民自治の新たな拠点へと移行し、行政の総合的な連携を図るべく市長部局が所管する体制としました。

#### ア 施設の名称

地域づくり・まちづくりを推進する住民自治の拠点とするため施設の名称を「地域づくり活動センター」（以下「センター」という。）とします。

#### イ 西予市が目指すセンター

センターの運営形態は、市直営によるものとします。センターは、従来の社会教育を推進する場に加え、多様な機能や役割を拡充し、地域の身近な公共施設として、人口減少における地域課題に直面する地域を現場で支える仕組みを構築します。そして、地域と行政が協働することで、人口減少社会に対応できる持続可能な地域の体制づくり、つまり「将来にわたって持続可能な地域基盤」を形成し、多様な住民ニーズに応えることができる機能を有したセンターを目指します。

### (2) 根拠法令・関連計画等

#### ア 根拠法令

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）※9  
多様な市民ニーズに応えられる施設にするため、地方自治法第244条（公の施設）に基づく公の施設として位置付けます。
- ・ 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例  
名称、位置、目的などセンターの設置及び管理に関する基本事項を定めた条例です。センターの設置根拠となります。
- ・ 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則  
上記条例における必要な細則を定めるものです。センターの管理、運営におけるルールなどを定めます。

#### イ 上位計画

- ・ 第2次西予市総合計画

9 【地方自治法第244条】第244条第1項（公の施設）「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」

総合計画は、本市の最上位計画としての位置付けの下、今後のまちづくりの方向性を示すものであり、西予市総合計画策定条例（平成 26 年西予市条例第 1 号）に基づいて、平成 28 年度に策定されたものです。

当該計画では「市民協働の推進」において地域が抱える様々な課題について、地域の住民が自発的かつ主体的に課題解決に取り組むこととしています。

#### ウ 関連規定等

- ・地域発「せいよ地域づくり」事業実施要領  
地域の課題解決や次世代に繋ぐための公益事業を実施する事業主体である地域づくり組織を位置付けるものです。

#### (3) 計画の期間

この計画の期間は、令和 4 年度から令和 17 年度までとします。

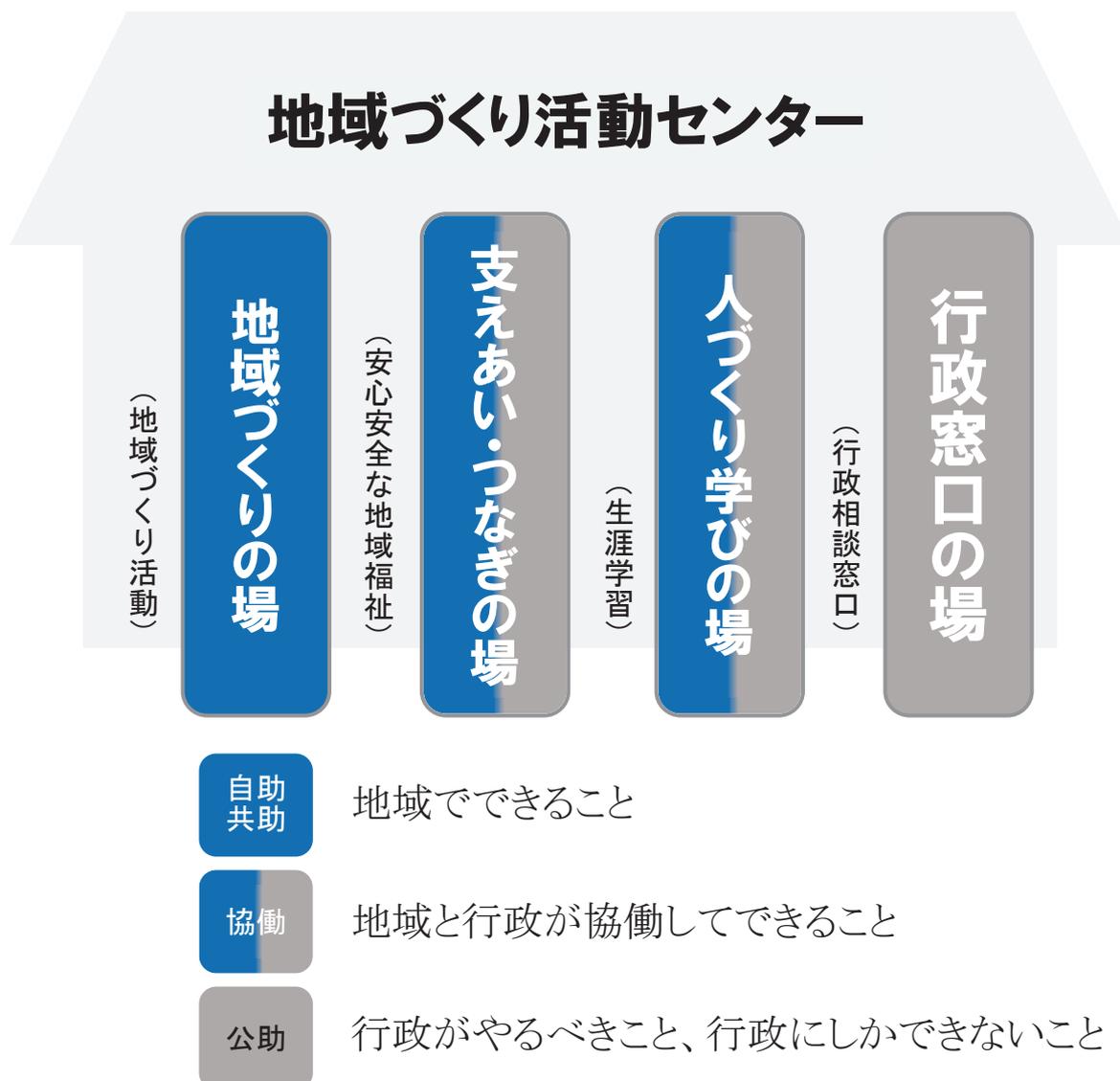
### 3 センターの機能

#### (1) 機能についての基本方針

人口減少社会においても持続可能な住民自治を目指し、次の四つの機能をセンターの柱とします。

- ①課題解決型の住民自治である“地域づくりの場”
- ②安心安全な地域福祉への取組を支援する“支えあい・つながりの場”
- ③既存機能の「生涯学習」を推進する“人づくり学びの場”
- ④本庁や支所に行かなくても行政手続きや相談ができる“行政窓口の場”

図1 センターに備える機能



## ア 地域づくりの場（地域づくり活動）

交付金事業が始まって以来、地域づくり活動は着実に活発化しており、観光振興、農林水産振興、防災、地域福祉活動など多岐にわたる取組が展開されています。これらの活動の中には、小さな経済活動も生まれています。このような地域の主体性をもった地域づくり活動を更に支援していくことが人口減少社会におけるセンターの重要な役割であると考えています。

またセンターには、地域の困りごとが集まる仕組みづくりが必要です。集まった情報を地域内で共有し、「地域でできること」「行政にしかできないこと」「市民と行政が協働できること」などに選別し、地域と行政がそれぞれの役割を共有し、行政だけに頼らない、地域が主体性をもって課題解決に取り組む姿が求められます。

そのためには、地域づくり組織の事務局機能を強化すべく、地域づくり活動に従事する職員（地域任用職員）の配置が不可欠です。この職員の雇用に必要な財源は基礎型交付金に加算され、地域づくり組織（又は、関連団体※10）は、雇用に関する市の支援を受けつつ、事務局となる職員を雇用し、センター内に配置することが効果的です。この体制は、地域の自主的な活動を確実に支援し、住民主導の活動を推進するためにも重要な役割を担います。

また、地域任用職員は地域の新たな担い手として、地域の実情に応じた各種団体等の運営支援を行うことも期待されます。そのため、市は地域任用職員育成のための支援策を講じます。

地域づくり活動を通じて、「自分たちの地域を、自分たちの手で」という基本理念のもと、自主自立の住民自治を図り、自分たちの地域をつくりあげる姿が地域の郷土愛を生み、例え地元を離れた者であっても何らかの形で地域貢献する人材へと育てていくものであると期待できます。

### 地域づくり活動の手法（例）

- ・地域づくりにつながる活動・物販をしたい
- ・地域の困りごとがセンターに集まる仕組みを構築したい
- ・放課後の学習の場、居場所づくりとして利用したい
- ・コミュニティビジネスを行いたい
- ・地域おこし協力隊の活動拠点としたい

## イ 支えあい・つなぎの場（安心安全な地域福祉）

人口減少・少子高齢化を迎える地域にとって、防災・福祉・地域交通は市内共通の身近な課題といえます。地域防災や地域福祉と連携した取組が、セ

---

10 【関連団体】 地域づくり組織が業務を委託した団体。

ンターに求められる機能であると考えています。

### 【防災】

これまで同様、地域の防災拠点として災害発生に備えて、防災活動を支援します。また、地域防災と連携した取組を強化します。

例)

- ・ 防災及び避難所としての機能強化（耐震補強、移転、避難備蓄品）
- ・ 自主防災組織の育成強化
- ・ 防災訓練等を通じて住民の防災意識の向上
- ・ 避難行動要支援者の援護体制の整備

### 【福祉】

身近な地域課題である福祉に対し、センターは多角的に向き合うことのできる機能を備えることで、地域住民は安心して生活できるようになります。地域福祉と連携した取組がセンターで展開することが可能となります。

例)

- ・ 子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉等の各種手続き相談等
- ・ 西予市社会福祉協議会との連携した地域福祉活動の拠点

### 【地域交通】

既存の公共交通サービスだけではなく、地域住民が地域交通サービスを企画・運営する仕組みを構築することで、移動手段の確保はもとより、様々な地域課題の解決に活用できます。

例)

- ・ 地域運営による地域交通バスの運行支援制度などの整備

## ウ 人づくり学びの場（生涯学習）

センターにおける社会教育は、教育委員会と市長部局が連携して推進します。地区公民館がセンターとなっても、これまでの「人づくり」や「つながりづくり」を実践し、社会教育を推進する場であることに変わりはありません。より多くの住民が地域づくりを含む多様な活動に主体的に参加できるよう「個人の要望」だけでなく「社会の要請※11」にも応じた多種多様な学

11 【社会の要請】 社会のニーズ、世間に対する責任など。例) 超高齢社会への課題、人口流出の課題、

習機会を整備、提供します。そして、学習し学んだ先にある実践へとつなげる機会を設け、学びで得た知識や技能を地域社会へ還元することのできる人材育成へ結びつけ、更なる社会教育の推進を図ります。

また、次の取組により社会教育の推進に努めます。

**(ア) 条例への明記**

西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例に「生涯学習事業の推進に関すること」など業務等を明記し、社会教育を推進します。

**(イ) 社会教育主事の活用**

地域の実情に応じた学習と活動を結び付け、地域づくりにつながる新しい取組の展開となるよう、各センターへ社会教育を推進するための助言・指導を行うことのできる社会教育主事を本庁若しくは支所に配置します。

**(ウ) 総合教育会議※12**

社会教育の推進業務が市長部局に移行された後も、総合教育会議において、社会教育の振興を図るために重点的に講ずべき事項などを引き続き協議、調整します。

**(エ) 事業の企画実施審議機関**

センターで行う社会教育事業やセンター運営について指導助言できる西予市地域づくり活動センター運営委員会を設置できるものとします。

**(オ) 社会教育委員会※13**

社会教育の根幹となる方針等は教育部局で策定し、教育委員会の諮問機関でもある社会教育委員会が作成した社会教育計画書を基に市長部局が社会教育を推進します。

**(カ) ICT※14を活用した生涯学習**

---

子育て支援の課題など社会から求められるもの。

<sup>12</sup> 【総合教育会議】平成27年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、すべての地方公共団体に総合教育会議が設置。この会議は市長が設けるものとなっており、市長、教育長及び教育委員で構成され、一般行政と教育行政の調和と連携を図りながら教育に関する総合的な施策の大綱を策定するための協議などを行う。

<sup>13</sup> 【社会教育委員会】社会教育法第15条（及び西予市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例）の規定により設置された委員会であり、教育委員会に対して、社会教育に関する諸計画を立案することなどの職務を行う機関。

<sup>14</sup> 【ICT】Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

I C Tを活用することで、幅広いニーズに対応したオンライン講座等を企画・展開することが可能となり、住民の選択肢の幅が広がります。

**(キ) 学校とのつながり**

センターが学校と地域をつなぐ役割を担うことで、学校教育だけでは補えない部分を地域と連携・協働しながら地域全体で子どもたちを支え、実社会で様々な課題に直面した時に必要となる力を身につけた人材や、将来的に地域貢献できる担い手の育成につなげます。

**(ク) センターにおける住民の図書利用について**

センターは、市図書交流館からの配本（貸出）を継続します。センターにおいては、地域のニーズ、社会情勢に応じた図書をそろえ、住民に知識や読書の楽しさを提供していくことにより、人づくり、生きがいづくりを図ります。

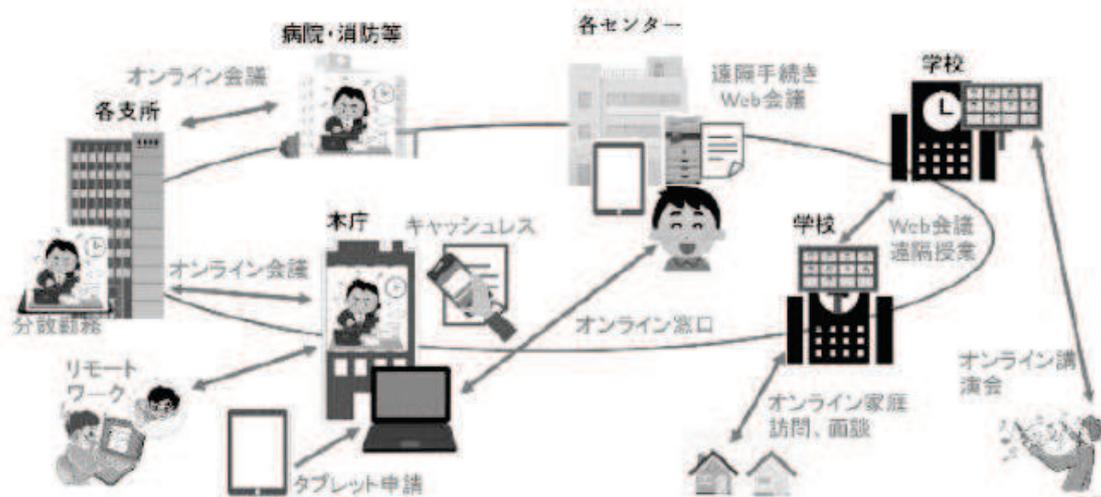
**エ 行政窓口の場（行政相談窓口）**

センターでは、戸籍、住民票、印鑑証明、税務関係に関するなどの各種証明書の発行（一部センターを除く。）及び手数料の徴収、他部局の受付業務など様々な事務手続きに関する取り次ぎ業務を引き続き行っていきます。また、本庁・支所の業務の見直しを図り、センターでの機能の拡充も図っていきます。ただし、本庁・支所に近接するセンターには行政業務の一部は備えず、本庁及び支所が行います。

センターの機能を充実させることで、多様な業務に従事することもあります。センターに寄せられる相談案件等を速やかに適切な担当課へつなぐことのできる調整役を担うとともに、I C Tの活用による行政サービスの向上を目指します。

そして、I C Tの環境整備により職員の働き方も変えていきます。働く場所に限定されず、必要な時に、必要な人材が、必要な場所で、その能力を最大限に発揮できる柔軟な働き方を実現します。これにより行政サービスの提供方法を、一律的に支所や本庁で提供するだけでなく、例えば災害時など、緊急性の高い現場に一時的に必要な機能を備え、職員を配置する機動的な体制整備に努めます。

図2 ICT化の将来イメージ



## (2) センター内での営利活動

センター化に伴い、センターでは地域が主体となって営利活動を行うことが可能となります。地域づくり組織が、地域づくり活動を維持していく上で財源を確保することは重要な位置付けとなります。行政からの財政的支援だけに頼らず、自主自立に向けた活動を継続していくための財源確保の手段の一つとして営利活動があります。

それにより地域資源の活用や行政サービスだけでは行き届かない地域独自のサービスの創出・開発といった新たな取組が展開できます。

## (3) 市民にとって使いやすい施設へ

地域の実情に応じたセンター運営を可能とするため、次の項目を変更することについては、柔軟な対応をするものとします。

- ① 休館日の変更
- ② 利用時間の変更

上記の変更において、センター長が必要と認めるときは、市長の許可を得て変更できることとします。ただし、「休館日」及び「利用時間」を変更する場合の「行政窓口の場」の取扱いについては別途協議が必要となります。

## 4 人材配置について

### (1) 人材配置とその業務について

#### ア センター職員とその業務

センターでは、センター長、センター主事、一般事務員の3名体制を基本とし、地域の実情に応じて、制約の範囲内で必要な人員を配置します。

#### 【センター長（会計年度任用職員）】

会計年度任用職員として「センター長」を配置します。センター事業（人づくり学びの場）に加え、行政機能（行政窓口の場）、地域づくり活動（地域づくりの場）や安心安全な地域福祉（支えあい・つなぎの場）を担う機能が加わったことで、権限や役割にも変化が生じていることから、センター長の勤務時間を週10時間勤務とします。ただし、地域の実情に応じて、週5時間勤務又は週15時間勤務も可能とします。

また、「3（3）市民にとって使いやすい施設へ」の記述のとおり、センター運営に関して、センター長の判断により進めることとなります。

#### 【センター主事（一般行政職員）】

センター化により、一般行政職員という立場になり、行政サービスの提供に加え、地域づくり組織との連携・協働を通じて、地域づくり活動を支援することが基本的な職務となりました。この職務の特性を鑑み、役職に限定せず、多様な課題に対応できる専門性と、熱意と行動力、そして実践的な経験を兼ね備えた職員を配置します。そのため、市は職員の専門性向上に向けた研修プログラムを強化します。

#### 【一般事務員（会計年度任用職員）】

会計年度任用職員として、センター長及びセンター主事を補助する職務となります。地域づくり組織との関わりについては、センター長及びセンター主事と連携し、支援業務を担うことが基本となります。

#### イ 地域づくり組織が雇用する職員とその業務

地域づくり組織では、地域づくり活動を支援する地域任用職員を雇用し、センターに配置します。

#### 【地域任用職員】

地域任用職員は、地域づくり組織の事務局機能を担い、地域づくり活動を

現場で、よりきめ細やかに支援するために加わった重要な人員です。地域づくり組織（又は、関連団体）が基礎型交付金を財源に雇用又は委託し、その勤務状況等を管理します。そのため、行政職員としての身分は有しませんが、その分、人事権が地域づくり組織にあり、地域の実情に応じた柔軟な雇用形態や労働条件を付すことが可能となる職員です。

その業務内容は、地域が求める人材により様々であると考えられますが、地域づくり活動に関わる業務のほか、地域の実情に応じて、各種団体の運営支援、情報発信、イベント企画・実行補助といった幅広い業務を担うことを期待しています。

#### （業務例）

地域づくり…地域づくり組織の事務局・会計  
地域課題の抽出・企画・運営支援、地域住民との連絡調整  
地域づくりにおける「きっかけ」「仕掛け」「働きかけ」など  
地域と関わる活動。  
各種団体…諸団体の運営支援

#### （就業形態例）

地域づくり組織による直接雇用、個人委託、事業者委託(派遣)など

#### （勤務形態例）

月から金のフルタイム、月水金のパートタイムなど

※参照「地域任用職員の雇用するための雇用の手引き」（令和4年3月31日作成）。

### ウ 地域づくり組織を支援する職員とその業務

地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、市職員を地域担当職員として任命します。

#### 【地域担当職員】

地域担当職員は、センター内には配置しませんが、「西予市地域担当職員設置要綱」に基づき、引き続き各地域づくり組織に対して適切な人数の地域担当職員を充て、地域づくり活動における人的支援を継続します。地域任用職員の配置により、地域担当職員の関わり方に変化が生じておりますが、引き続き地域活動の支援を効果的に行います。

## エ その他

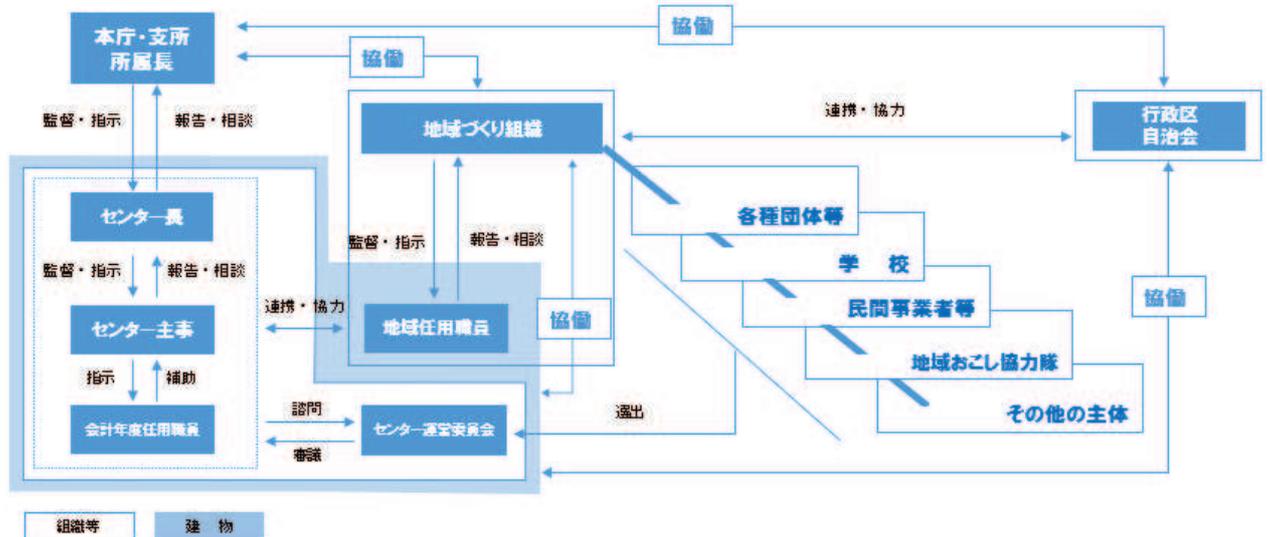
### 【日直夜直者】

主な業務である、貸館や社会体育施設の鍵の貸出などの運用の見直しを図ったうえで、令和4年度末に職員配置を廃止しました。令和5年度以降は、地域が必要であると判断すれば、地域の負担により、平日夜間及び土日祝日の貸館や社会体育施設の鍵の貸出などを担う者の確保を可能としています。この変更が住民の利便性を損なわないよう、ICTを活用した予約・鍵管理システムの導入などに取り組みます

### (2) センター職員と地域任用職員の関係

行政上の身分を有さない地域任用職員は、センター職員と対等なパートナーとして、縦（垂直）の関係ではなく、フラット（平面的）な関係で連携・協働します。地域による自治活動や地域づくり活動は行政に主導されるものではないため、情報共有プラットフォームの構築、役割分担の明確化を図るなど、対等な立場で連携・協働できる体制を構築します。

図3 センター相関図（例）



## 5 センターの設置における基本方針

### (1) センター設置における基本的な考え

当市の小規模多機能自治は、地域づくり組織により合併当時の小学校区の区域を活動エリアとして推進されてきました。途中、小学校の統廃合はありましたが、住民にとって顔のわかる生活圏であることに変わりはなく、これまでどおりの活動エリアで地域づくり活動は継続されています。地域づくり活動を通じて、それぞれの地域が持つ多様な特性を活かした取組が実践されることで、住民の連携強化や課題解決能力の向上といった地域力が養われてきました。

このようなことからセンターの設置箇所についての基本的な考え方は次のとおりとします。

- ① センター（組織）※15は、地域づくり組織を基本とした活動エリア内に一つ設置する。
- ② センター（組織）は、一つの拠点を有する。

上記の基本的な考え方をベースとして、各地域のセンター（拠点）の設置箇所について地域住民と行政で協議した上で決定します。

### (2) 市街地におけるセンターの在り方

市街地※16におけるセンターは、他の地域に比べ、本庁及び支所と近い位置にあることから、住民の多くは「行政窓口の場」としての機能については、本庁及び支所を利用されることが想定されます。そのため「行政窓口の場」の一部機能は備えず、人口や活動エリアの規模から地域をまとめることが難しいなどといった市街地ならではの課題に対して、センターは、地域コミュニティをつなぎ、結束させることなどの取組に注力することが可能となります。

また、新たに地域づくり組織を発足し、複数の地域づくり組織とセンター（組織・拠点）を設置することで、活動エリアをよりコンパクトにし、地域をまとめることなどを更に容易にするといった取組も考えられます。一方で、例えば、実態として既存の組織・取組の弱体化につながるのではといった懸念や、現在の活動エリア内の共通の地域課題への取組の整理が必要となるなどの留意すべき課題もあることも考えられます。

15 【センター(組織)】 条例で規定する組織体制を意味する。

16 【市街地】 本計画の市街地とは、宇和町宇和地区、野村町野村地区、三瓶町東地区を指す。

ただし、地域づくり活動が一層盛んになること自体は地域にとって望ましいものであり、そのための有効な手段として地域が主体的に検討し、新しい地域づくり組織が発足することについては否定されるものではないと考えます。

### **(3) 施設整備について**

センターを運用するにあたり、事務所スペースの拡張など最低限の施設改修を行います。ただし、施設の老朽化等により移転・新設が必要なものについては、西予市公共施設等総合管理計画に基づき、必要な措置を講じます。また、津波や土砂災害等の被災(被害)想定区域にあるセンターについては、防災における拠点の在り方について検討を進めます。

### **(4) 地域づくり組織による施設の改修**

地域づくり組織が必要とし、その負担をもって行う施設改修について、センター長が必要と認めるときは、市長の許可によりセンター事業に影響のない範囲で行うことができます。

表2 地域づくり活動センター設置箇所 (令和8年4月1日時点)

| 番号 | 旧町名 | 地域名    | 名 称               | 位 置                      |
|----|-----|--------|-------------------|--------------------------|
| 1  | 明浜  | 俵 津    | 俵津地域づくり活動センター     | 西予市明浜町俵津 3 番耕地 283 番地    |
| 2  |     | 狩 江    | 狩江地域づくり活動センター     | 西予市明浜町狩浜 3 番耕地 202 番地 7  |
| 3  |     | 高山・宮野浦 | 高山・宮野浦地域づくり活動センター | 西予市明浜町高山甲 3678 番地        |
| 4  |     | 田之浜    | 田之浜地域づくり活動センター    | 西予市明浜町田之浜甲 1117 番地 3     |
| 5  | 宇和  | 多 田    | 多田地域づくり活動センター     | 西予市宇和町河内 91 番地 1         |
| 6  |     | 中 川    | 中川地域づくり活動センター     | 西予市宇和町田苗真土 2032 番地       |
| 7  |     | 石 城    | 石城地域づくり活動センター     | 西予市宇和町西山田 423 番地 1       |
| 8  |     | 宇 和    | 宇和地域づくり活動センター     | 西予市宇和町卯之町三丁目 439 番地 1    |
| 9  |     | 田之筋    | 田之筋地域づくり活動センター    | 西予市宇和町新城 979 番地          |
| 10 |     | 下宇和    | 下宇和地域づくり活動センター    | 西予市宇和町皆田 1234 番地 1       |
| 11 |     | 明 間    | 明間地域づくり活動センター     | 西予市宇和町明間 3071 番地 4       |
| 12 | 野村  | 野 村    | 野村地域づくり活動センター     | 西予市野村町野村 12 号 619 番地 1   |
| 13 |     | 溪 筋    | 溪筋地域づくり活動センター     | 西予市野村町鳥鹿野 862 番地         |
| 14 |     | 中 筋    | 中筋地域づくり活動センター     | 西予市野村町高瀬 4107 番地         |
| 15 |     | 大和田    | 大和田地域づくり活動センター    | 西予市野村町阿下 2 号 440 番地      |
| 16 |     | 横 林    | 横林地域づくり活動センター     | 西予市野村町坂石 2571 番地         |
| 17 |     | 惣 川    | 惣川地域づくり活動センター     | 西予市野村町惣川 288 番地          |
| 18 |     | 大野ヶ原   | 大野ヶ原地域づくり活動センター   | 西予市野村町大野ヶ原 116 番地 1      |
| 19 | 城川  | 遊子川    | 遊子川地域づくり活動センター    | 西予市城川町遊子谷 2372 番地 1      |
| 20 |     | 土 居    | 土居地域づくり活動センター     | 西予市城川町土居 86 番地           |
| 21 |     | 高 川    | 高川地域づくり活動センター     | 西予市城川町高野子 75 番地 1        |
| 22 |     | 魚 成    | 魚成地域づくり活動センター     | 西予市城川町魚成 3680 番地         |
| 23 | 三瓶  | 三 瓶    | 三瓶地域づくり活動センター     | 西予市三瓶町朝立 1 番耕地 337 番地 13 |
| 24 |     | 二木生    | 二木生地域づくり活動センター    | 西予市三瓶町二及 1 番耕地 380 番地 1  |
| 25 |     | 周 木    | 周木地域づくり活動センター     | 西予市三瓶町周木 6 番耕地 247 番地 1  |
| 26 |     | 蔵 貫    | 蔵貫地域づくり活動センター     | 西予市三瓶町蔵貫浦 672 番地         |
| 27 |     | 下 泊    | 下泊地域づくり活動センター     | 西予市三瓶町下泊 779 番地 1        |

## 6 指定管理者制度の導入

全国的な取組事例として、センターの運営については指定管理者制度により地域がセンターを公設民営の形で運営していることが多い現状です。それにより完全な「自治型のセンター」の運営が展開され、地域住民にとって自由度の高い利用が可能となっています。

一方、当市は、市直営によるセンター運営形態により、現在の機能を拡充し、地域を現場で支える仕組みを構築することとしています。しかし、将来的には、地域が、自主自立による地域の発展を目指し、指定管理者制度を活用した組織運営を望むのであれば、その選択肢を提供できる仕組みを構築することも必要であると考えます。

指定管理者制度の導入時期については、令和5年度のスタートから3年を迎える現時点では、導入は時期尚早であると考えていますが、将来的な選択肢として、地域の要望を踏まえ、次回の本計画の見直しに向けて、先進事例等の取組を分析するとともに、当市の実情を考慮し、最適な指定管理者制度の在り方など、十分な検討の上制度設計に努めます。

## 7 分館制度※<sup>17</sup>の在り方について

公民館分館（以下「分館」という。）は、教育施設であるとともに、行政区の拠点としても地区住民の生活と深く結びつき、地区活動等の場として重要な役割を担ってきました。建設時には多くの行政区において、区民が多額の寄付を行い、また、維持管理経費や施設整備費についても一部を地元が負担してきました。

一方で、集会所は、行政区ごとに地元が設置した施設であり、旧東宇和地域では行政区の拠点として利用してきたほか、社会教育・生涯学習の推進、健康増進・福祉活動推進等の場としての役割を担ってきました。

三瓶町地域における分館と、旧東宇和地域における集会所では、地域コミュニティ機能は似かよってはいるものの、設置目的や管理主体をはじめ、歴史的背景にも大きな違いがあります。

公民館のセンター化に伴い、西予市公民館条例が廃止され、地区公民館及び分館は廃止となり、今後の分館の活用について地域で検討していただくこととなりました。

なお、分館の移行については、各行政区が作成した分館移行に関する整備計画書に基づき進めていくとともに、行政区が作成した整備計画を（仮）集会施設整備計画に取りまとめ、全ての集会所が整備されるまで、市が責任をもって支援することとしています。

---

<sup>17</sup> 【分館制度】公民館分館。分館は、社会教育法第 21 条第 3 項に基づき、公民館事業の運営上必要な施設として設置された教育施設。西予市公民館条例第 2 条第 2 項においても教育委員会が所管する施設として規定されていました。三瓶町では、昭和 30 年に分館制度が導入され、令和 4 年度まで 3 地区公民館のもと、19 の分館において社会教育・生涯学習の推進が図られてきました。また、明浜町でも二つの分館がありました。平成 26 年に地区の集会施設へ移行しています。

## 8 センター化に伴うその他の必要な取組

### (1) 地域づくり組織と自治会との関係

地域課題を解決するため地域づくり組織と自治会は、互いに連携しながら、地域づくりを推進するパートナーといった関係であるといえます。地域づくりを進めるために、どのような組織であるべきか、どちらがリーダーシップを示すかは、各地域の自主性を尊重するべきでもあります。

これからセンターを拠点として小規模多機能自治を推進するうえで、地域づくり組織と自治会組織の関係性を地域内で協議する場は必要であり、今後の取り組むべき課題の一つであると考えます。

表3 地域づくり組織と自治会組織の比較

| 項目             | 地域づくり組織  | 自治会組織                                     |
|----------------|--|---|
| 地域             | 原則、旧小学校区≒旧村単位                                    | 区、行政区単位                                   |
| 構成             | 組織・個人  | 世帯(主)が中心                                  |
| 目的             | 地域課題を解決し、魅力を高め、住民満足度を向上する機能<br>(地域活性化、地域防災、福祉など) | 日常生活の相互扶助機能<br>住民の意思決定の場                  |
| 財源             | 現在は市からの交付金を中心                                    | 住民同士で負担し合うもの                              |
| 活動             | 目的をもった継続的な活動が中心                                  | 地域環境整備活動・伝統行事の継承活動など地域が求める活動が中心           |
| 機能             | 結束する、創る、築く、改善する                                  | 治める、守る、直す、維持する                            |
| 体系             | 柔軟性があり、多くの人の関わりや協力、結束が大切になる                      | 慣習性があり、前例や伝統を大切に<br>する<br>地縁による団結意識(絆)が強い |
| 役員<br>交代<br>時期 | 複数年ごと(継続性がある)                                    | 単年ごと(決まった期間)                              |

### (2) 自治会の既存事業を見直す機会

人口減少に伴い、自治会による自治活動についても見直す機会かもしれません。担い手不足による地域課題に直面している地域が多く、人がいて賑わいのあった頃のままの自治活動を維持していくことに無理が生じてきています。行政から依頼を受けるものや各種団体等の役員についても、なり手を探すのも困難な状況にあるといえ、近い将来の自治会の存続も危ぶまれるといえるでしょう。

それは、これまで守り受け継いできた慣習的なものやイベントも同様であると考えます。地域にとって必要なものは何か、人口減少社会を受け入れ、人口規模や人口構造に見合った事業の縮小や手法を変えた活動の見直し等が求められています。

### (3) 多様な世代の参画

センターにおける「地域づくりの場」では、多様な世代が集まり、交流が生まれることで、つながりができ、知識や技術といったこれまで受け継がれてきたものが伝承されるきっかけとなります。ただ、若い世代の自治活動や地域づくりへの参画には工夫が必要であるといえます。年配者は使命感や責任感が活動へのモチベーションとなり得るようですが、若者はやりがいや楽しさをモチベーションとする傾向にあるようです。まずは、自分たちが楽しんでいることが大切であり、「参画したい」と思える活動を実施していくことが重要です。

また、市はセンター運営を通して、地域づくり活動へ積極的に参画する住民を発掘・育成するとともに、関係人口の拡大による地域活動を促進していきます。

### (4) 既存の生涯学習活動の見直し

生涯学習を取りまく環境に変化が生じているとともに、地域に求められる人材にも変化が生じていることを踏まえ、学びの提供の在り方について見直しを行う必要があります。個人のスキルアップや自己啓発を目的とした講座に留まらず地域ごとで異なる課題に対応するため、これからの地域にとって必要な学習とは何かを考え、目的や対象、手法を見直すことで、社会要請に応えることのできる事業展開が必要です。そのためセンターは、住民同士の話し合いの場づくりや、地域住民の率直な意見を広く集約する取組が重要となります。また、ICTを活用し、対面型学習に加えオンライン型の学習機会を創出するなど、住民がより多くの学びの場に参加できるような仕組みづくりに努めます。

### (5) 人材育成の取組

これまで行政は、社会教育を通じて人材育成に取り組んできましたが、必ずしも地域の課題解決に結びつけた成果を求めるものではありませんでした。これからは、センターと地域が連携することで、新たな担い手を発掘し、地域課題の解決に結びつけることのできる人材育成に取り組めます。また、センター職員及び地域任用職員への定期的な研修を開催するとともに、セン

ター及び地域の事例、意見交換等の情報共有を積極的に行うことで、地域を支える体制を整え、市全体における地域づくり活動の底上げを図ります。

## (6) ICTの活用

身近な相談窓口であるセンターを活用し、支所を経由しなくても本庁とセンターが直接やり取りできるICTを活用した環境を次のとおり整備し、「行政窓口の場」の充実を図ります。

- ア 本庁や支所に行かなくても、オンラインで担当者と直接やりとりができ、各種証明書の発行だけでなく書類の提出方法や様々な相談ができる環境
- イ 施設の予約や施設の施錠など遠隔操作により可能となる環境
- ウ 施設の使用料や納税などキャッシュレス決済が可能となる環境
- エ 事業説明会や講演会など会場へ行かなくても自宅やセンターで受講することが可能となる環境

## (7) 職員の働き方

行政サービスの見直しを図るうえで、市職員の働き方と意識を見直し、働く場所に限定されず、あらゆる環境で、流動的に業務が行える柔軟な仕組みづくりが必要です。人材育成の取組やICTの活用整備と併せて進めていきます。

### ●求める職員の働き方

- ア 働く場所を選ばない
- イ 縦割りの仕事をしない
- ウ 多様な能力を身につける

## (8) 個人情報の取扱いについて

センター職員と事務所を共有し執務している地域任用職員は、個人情報等を知り得る環境にあることから、その取扱いには細心の注意が必要となります。それは同時にセンター側においても地域任用職員が扱う情報を知り得る立場にあるといえ、互いに守秘義務を伴います。しかし、地域課題解決における協働の取組を推進する上で、互いに必要な情報を共有することが必要となる場面が多くなることが考えられます。

このことから、互いに対等な立場にあって、その役割を明確にし、とりわけ個人情報等の取扱いには十分な配慮と規律の厳格化に取り組むため、地域づくり組織と行政との間で、センター内で連携・協力しながら地域づくり活動を推進します。

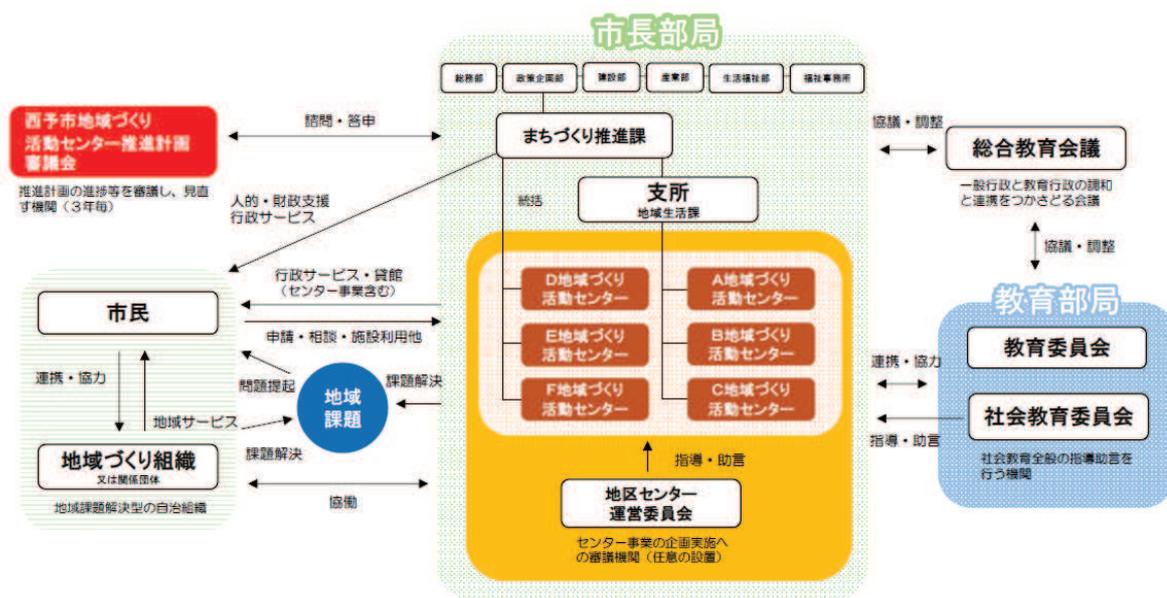
## 9 計画の推進

### (1) 推進体制

センターは、それぞれの地域の特性を活かした拠点であることが望ましく、取り組む活動に個性があってよいものであると考えます。ただ、独自性を求めるだけでなく、センター間や関係部局と情報を共有し、連携・協力することができる体制を整備し、市全体の地域活性化を図ります。

このようなことから、市長部局がセンターを所管し、住民ニーズをセンター運営に反映できるよう教育委員会と連携を図るとともに、部局横断的な行政執行体制の構築を図ります。また、西予市地域づくり活動センター推進計画を審議し、見直す機関として、専門家、地域住民代表等で構成される西予市地域づくり活動センター推進計画審議会を設置します。

図4 推進体制図



### (2) 支所業務及び人員の再編

人口減少に対応するための基盤強化は、地域住民だけに求めるものではなく、行政も組織体制の見直しを図る必要があります。近い将来、既存の体制では行政サービスを維持することが困難な状況が訪れます。人口減少が進み、限られた財源の中で多様化する住民ニーズに対応することの出来る体制整備が急務となっています。

このことから、令和5年度に、支所業務及び人員を縮小し、本庁へ業務を集約しました。また、センターの機能を拡充することで、行政サービスの維

持・向上を図っています。

### (3) 財源の確保

これまでは地域づくり交付金の主な財源として西予市地域振興基金を活用していますが、基金には限りがあるため、令和6年度から地域版ふるさと納税制度を創設し、新たな財源確保に努めています。引き続き、継続的に小規模多機能自治の推進が図れるよう、地域版ふるさと納税制度の強化に加え、企業版ふるさと納税による寄附獲得に向けた取組強化、地域の事業やイベント等における企業との提携・協働を通じた民間資金の導入検討など、多角的な視点から安定した財源確保に努めます。

### (4) 計画の評価・見直し

本計画の実効性と持続可能性を確保するため、3年サイクルで「西予市地域づくり活動センター推進計画審議会」において審議し、新しい計画策定に反映させます。

表 4 センターの概要

|                   |  |
|-------------------|--|
| 設置                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合併当時の小学校区へ設置27カ所</li> <li>■ 分館制度は廃止し、行政区の拠点へ移行</li> </ul> <p>※拠点は原則、旧地区公民館とするが、地区公民館がない地域や施設の老朽化により移転・新設等が必要な地域は、地域の意向等により学校跡地やその他公共施設の活用を検討。</p>   |
| 所管                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市長部局</li> </ul>   |
| 設置根拠              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例</li> <li>■ 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則</li> <li>■ 地方自治法第244条第1項</li> </ul> <p>※西予市公民館条例及び施行規則は廃止</p>  |
| 運営                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市直営</li> </ul>  |
| 名称                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ (地区名) 地域づくり活動センター</li> </ul>  |
| 職員体制              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ センター長 1名 (会計年度任用職員) 週10時間勤務 (地域の実情に応じて、週5時間勤務又は週15時間勤務の設定可)</li> <li>■ センター職員 1名 (市職員を配置)</li> <li>■ 一般事務員 1名 (会計年度任用職員)</li> <li>■ 地域任用職員 (地域が雇用又は委託) ※人員数、勤務形態、労働条件は地域で定める。</li> <li>■ 日直・宿直は廃止 ※地域の実情に応じて別途の対応方策有り。</li> </ul> |
| 生涯学習事業<br>社会教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市長部局</li> </ul>   |
| 営利活動              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会教育法の枠にとわられず、営利目的による施設利用の規制緩和</li> </ul> <p>※施設を指定管理者として運営することで、より自由度の高い活動ができます。</p>   |
| 運営審議会             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例に基づき、地域づくり活動センター運営委員会を各センターに任意で設置。</li> <li>■ 定数 15名以内</li> </ul>  |